

令和5年
第1回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和5年1月30日(月) 午後2時～

2. 場 所 南九州市颯娃保健センター

3. 出席委員(19人)

会長	1番	松村 孝徳			
会長職務代理	2番	永山 明美			
委員	3番	福元 三徳	4番	桑代 純一	5番 松永 克生
	6番	吉崎 久男	7番	六反田 達郎	8番 松菌 勝郎
	9番	梶山 俊孝	10番	東垂水 勝秀	11番 今市 範男
	12番	本木下 裕一	13番	宮原 俊郎	14番 月野 貴大
	15番	池田 慎	16番	下之門 信洋	17番 東垂水美智子
	18番	雪丸 泰親	19番	大隣 初美	

4. 欠席委員(0人)

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第5 議案第1号 農業振興地域整備計画変更(案)の意見決定について
- 日程第6 議案第2号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日程第7 議案第3号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第9 議案第5号 令和5年度農作業標準賃金の承認について
- 日程第10 令和4年分農地の賃借料情報について
- 日程第11 その他

- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志
農政係長 赤崎 美行
農地係長 福永 正司 係員 森山 幸弘

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 御起立願います。
「一同 礼」
御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。
ただいまの出席人員は 19 名で、会議の定足数に達しております。これより令和 5 年第 1 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 93 頁を御覧いただきたいと思
います。（諸般の報告をおこなう。）

議 長 続きまして事務局長諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めま
す。

事務局長 （諸般報告をおこなう。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませ
んか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立
ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等
発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してくだ
さい。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、10番 東垂水勝秀委員、11番 今市委員を指名し、会議書記に赤崎 農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日1月30日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きます。日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 説明いたします。3点でございます。
農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知事案が2件ございました。
貸人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さん、借人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外で、耕作者変更によるもの2件です。地目の内訳は、畑2筆 3,783㎡で、穎娃地域2件です。
続きます。6点～17点でございます。
農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が69件ございました。
貸人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は、穎娃町〇〇の株式会社〇〇〇〇外です。貸人主導によるもの9件、借人主導によるもの60件のうち、農地中間管理事業への載せ替えが26件となっております。地目の内訳は、田40筆 34,180㎡、畑89筆 118,087㎡の合計129筆 152,267㎡で、穎娃地域23件、知覧地域9件、川辺地域37件です。
なお、各点一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。
以上で説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でござ

いますので、御了承いただきたいと思ひます。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は19頁からになります。今回は、再認定2件、内容変更1件であります。一覧表は20頁になります。内容変更1件については農事組合法人〇〇〇〇で代表者変更となっており、再認定2件の個別表は、資料の21頁になりますので、お目通しをお願い致します。

以上で報告事項の説明を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思ひます。

議 長 次に、日程第5 議案第1号 農業振興地域整備計画変更(案)の意見決定についてを議題といたします。まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。雪丸委員お願いします。

雪丸委員 報告いたします。23頁の審議番号1番です。関連資料は24頁から30頁になります。

申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんで、申請地は、穎娃町〇〇字〇〇〇〇番、畑 18,681㎡の内177.03㎡及び〇〇〇〇番、山林 2,533㎡の内797.78㎡で、〇〇〇〇近くに位置します。

申請人は、市内の借家に居住する農業者であり、借家が手狭なため、父から申請地②の一部を借り受けて農家住宅を建築しようとする事から、又、建築予定地が公道に接していない事から申請地①の一部を通路として利用しようとする事から、農用地区域から除外するものです。

申請地①の北側、西側は畑に、東側は宅地に、南側は県道に接しています。

申請地②の北側、西側は畑に、東側は山林に、南側は宅地に接しています。現状のままで利用するが、申請地①についてはコンクリート舗装をしているので、申請地②についてはブロックを設置するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については、緩衝地を設け、建築物の高さ

を抑制するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。
以上で報告を終わります。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

審議番号1番の農振除外につきましては、代替地を検討しましたが、適地が見つからず、農用区域の外周部に接していることから農地の集団化・農作業効率化に支障はなく、用排水路の機能低下はなく、土地改良事業未実施地区であることから、除外の要件を満たしていると判断されます。

なお、〇〇〇〇番の畑につきましては、同時に5条転用許可申請がなされております。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第1号 農業振興地域整備計画変更（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第6 議案第2号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。32 ㊦の3条所有権移転4件でございます。

譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん外の申請です。地目の内訳は、畑4筆 4,540㎡で、理由につきまして

は、規模拡大で、10 a 当たりの取引価格につきましては畑が 140 千円から 294 千円です。10 a 当たりの取引価格の平均としましては、畑 192 千円で、地域別では、穎娃地域 2 件、知覧地域 2 件です。

なお、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては、申請書及び提出されました 33 号～34 号の調査書について審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 2 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 2 号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第 7 議案第 3 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、所有権移転について現地調査員から報告をお願いします。東垂水勝秀委員をお願いします。

東垂水勝秀委員

報告いたします。36 号の審議番号 1 番です。関連資料は 37 号から 41 号になります。

譲受人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんで、申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番、畑 809 m²の内 500 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、市外の借家に居住する会社員であり、借家が手狭なため、義母から申請地を譲り受けて一般住宅を建築しようとするものです。土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、賃借権設定について、月野委員お願いします。

月野委員 報告いたします。42 分の審議番号 1 番です。関連資料は 43 分から 47 分になります。

借人は、福岡市の株式会社〇〇〇〇、貸人は、知覧町〇〇の有限会社〇〇〇〇です。申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番、畑 2,005.61 m²で、〇〇〇自治会に位置します。申請人は、福岡市に本店を置き、〇〇〇〇を営む法人であり、経営の安定を図るために、集客が見込まれ、配送の利便性もある申請地を借り受けて、隣接の宅地 2 筆と一体利用で店舗を建築しようとするものです。申請地の北側は市道に、東側は県道に、南側は畑に、西側は宅地に接しています。土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、使用貸借権設定について、雪丸委員お願いします。

雪丸委員 報告いたします。48 分の審議番号 1 番です。関連資料は 49 分から 52 分になります。

借人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、貸人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんで、申請地は、颯娃町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番、畑 18,681 m²の内 177.03 m²で、〇〇〇〇近くに位置します。

申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農振除外で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 36 分の 5 条申請所有権移転につきまして補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号 1 番の農地区分に応じた許可基準につきましては、周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第 1 種農地と判断されますが、既存の集落に接続してい

ることから、第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

続きまして、42 条の5条申請賃借権設定につきまして補足説明いたします。一般基準につきましては、先程の所有権移転と同様に、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号1番の農地区分に応じた許可基準につきましては、水道管、下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域内にあり、かつ、概ね500m以内に2つ以上の公共施設、公益的施設が存在する農地であることから、第3種農地の『都市的環境整備農地』に区分されます。

続きまして、48 条の5条申請使用賃借権設定につきまして補足説明いたします。一般基準につきましては、先程の所有権移転と同様に、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号1番の農地区分に応じた許可基準につきましては、他のいずれの要件にも該当せず、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討しましたが、適地が見つからなかったとのことです。

以上のことから、申請がなされた3件の転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

なお、所有権移転の審議番号1番は、第1種農地に区分されるため、来月、県常設審議委員会の意見聴取となります。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

梶山委員

44、45 ページと46 ページですが、道路は上の方と横にあるようになっているが、交差点はどの位置にあるのか。

農地係長

45 ページは上の方が北で、46 ページは土地利用計画が記載されている方が北になっております。

(職員が図面を示して説明)

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第3号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定については、所有権移転設定の1件については、県農業会議へ意見聴取し、賃借権設定の1件と使用貸借権設定の1件については、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第3号に係る案件については、所有権移転設定の1件については、県農業会議へ意見聴取し、賃借権設定の1件と使用貸借権設定の1件については、申請どおり許可することにすることに決定されました。

議 長 次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。55号～56号をご覧ください。「所有権移転」です。
譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん外6件です。

田2筆 1,118㎡、畑13筆 18,052㎡の合計 15筆 19,170㎡で、理由につきましては、規模拡大6件、受贈1件で、10a当たりの取引価格につきましては、田が46千円から50千円、畑が190千円から586千円です。

10a当たりの取引価格の平均としましては、田が48千円、畑が269千円で、地域別では、颯娃地域3件、川辺地域4件です。

続きまして、58号～75号の「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、枕崎市〇〇〇〇さん外128件です。設定面積は、田93筆 72,025㎡、畑97筆 140,578㎡の合計 190筆 212,603㎡で、颯娃地域18件、知覧地域29件、川辺地域82件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」につきましては、件数が47件、設定面積は、田64筆 46,815㎡、畑12筆 23,581㎡の合計76筆 70,396㎡で、颯娃地域1件、知覧地域3件、川辺地域43件とな

っております。

続きまして、77番～80番の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん外10件です。

設定面積は、田4筆 1,520㎡、畑33筆 62,231㎡の合計 37筆 63,751㎡で、颯娃地域7件、知覧地域3件、川辺地域1件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「使用貸借利用権設定」につきましては、件数が4件、設定面積は、田1筆 450㎡、畑6筆 6,351㎡の合計7筆 6,801㎡で、知覧地域3件、川辺地域1件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定のうち、〇〇委員が76番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、所有権移転と使用貸借利用権設定の全案件、賃貸借利用権設定のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第4号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、〇〇委員、の退室を求めます。

(1人 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第4号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。〇〇委員の入室を許可いたします。

(1人 入室)

議 長 〇〇委員に報告いたします。議案第4号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 次に、日程第9 議案第5号 令和5年度農作業標準賃金の承認についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農政係長 令和5年度農作業標準賃金の承認についてご説明申し上げます。
議案書は88頁になります。

これにつきましては、昨年12月15日市役所颯娃庁舎におきまして、「南九州市農作業標準協議会」を開催し審議致しました。協議会の委員は颯娃・知覧・川辺地域の農作業に係る受託者、委託者、農業委員代表と市農業公社職員の12人で構成されており、当日は委員10名とこれに事務局3人を含め計13人で協議をいたしました。協議内容としまして、まず、表の1行目、一般農作業賃金についてですが、鹿児島県の最低賃金が令和4年10月6日付けで、1時間当たり、これまでの821円から32円アップされ853円に改正されました。853円に8時間を掛けますと、6,824円になり、現在の設定額6,600円では下回ってしまいますので、300円値上げして6,900円としております。また、山林作業賃金につきましても、300円値上げして、7,900

円としております。

次に、3行目からのロータリー作業以下の受託作業賃金ですが、平成26年度に消費税による値上げをして以降、据え置いていましたが、令和元年度に540円の改定をし、10月からは消費税10%の反映をおこなったところです。しかしながら燃料価格につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大から回復しつつある世界経済で原油需要が高まっているのに対し、石油産出国が需要の再下落を懸念して増産を見送っていることにより、今後も高い水準で推移していくと思われま

す。このように、最低賃金の増額、燃料費の高騰等を考慮し、受託作業料金を一律110円値上げし、水田の畔塗りは83円、草払いを1,300円にし、無人ヘリ・ドローンによる薬剤散布を追加し2,310円、受託作業の低いバインダーとハーベスターを作業項目から削除することに決定しました。

以上で説明を終わりますが、本日の総会で御承認をいただきましたら、3月発行の「農業委員会だより」に掲載し、一般公表することになります。よろしく願いいたします。

- 議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。質問、御意見はございませんか。
- 雪丸委員 公社から手紙がきて、プラウとプラソイラの金額が違うのではないですかね。
- 農政係長 確認してみます。
- 梶山委員 穎娃の土地改良区でした。確かに安かったです。
- 農政係長 幹事会に出席しましたが、双方の料金を調整しなければいけないという話でした。川辺の公社とは同額です。
- 松菌委員 コンバインの運搬、乾燥料金を示してほしい。
- 議長 協議会でも話がありましたが、水分が多かったり少なかったりする場合の灯油の使用量も違い、田んぼから近いところ遠いところでも違う。その地域で料金が違うので料金を簡単に示すことができないとなりました。
- 松菌委員 料金が違うのですよね。
- 議長 私の所では、乾燥で700円から800円、コンテナは千円、距離でも違うのでお互いの話合いになっています。

下之門委員 刈り取りが高いので、運搬・乾燥を入れた料金だったら農家も助かるのでは。

議 長 これは目安です。

福元委員 川辺でも個人差がある。

議 長 これは、あくまでも標準的なものになります。

本木下委員 これは来月に推進委員にも説明するのですか。

農政係長 説明します。

雪丸委員 作業料金にも10%つくのですか。

農政係長 税は加算されております。

雪丸委員 農作業料金にも消費税がつくのですか。

農政係長 すみません、農作業料金にはつきません。

議 長 機械を使うと税が付きます。
他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第5号 令和5年度農作業標準賃金の承認については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号については、原案どおり承認することとし、4月1日から適用することに決定いたします。

議 長 次に、日程第10 令和4年分農地の賃借料情報についてを議題とします。事務

局の説明を求めます。

農地係長

説明いたします。90 頁から 92 頁でございます。

農地の賃借料情報につきましては、年 1 回、直近の賃借料の情報を提供することになっております。90 頁は令和 4 年 1 月から 12 月までに農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業によって締結された賃貸借契約に基づき、集計した数値を掲載しております。「田の部」と「畑の部」について、顔娃、知覧、川辺の地域毎に 10 a 当たりの平均額、最高額、最低額、集計に用いたデータ数、最後に市全体の平均額を示してございます。

なお、茶畑につきましては、下のコジルの 4 にありますように、条件によりましてばらつきが見られましたので集計から除いてあります。91 頁の茶業振興会が設定する標準小作料の目安を参考にさせていただくようにしております。この情報は、3 月に全戸配布します『農業委員会だより』に掲載して提供する予定です。

92 ページは、賃借料の推移としまして、令和 3 年との比較を掲載しております。市全体の平均額をみますと、「田の部」が 300 円の増額、「畑の部」が 400 円の減額となっております。

なお、この情報はあくまでも目安であり、賃借料は貸し手と借り手の双方がよく話し合っていて決めていただくようお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長

只今事務局から説明のありました件について、質問、御意見はございませんか。

松菌委員

賃借料ですが、0 円があるのですが。

農地係長

これは賃借料で、小作料を支払うのだけで、使用貸借の 0 円は入っておりません。

議 長

他にございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも報告事項でございますので、御了承願いたいと思います。この情報については、3 月に配布される農業委員会だよりに掲載予定であり、また、市のホームページでも公開されますので、よろしく申し上げます。

議 長

次に、日程第 11 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 (今後の日程について連絡する。)

議 長 只今の件について、御質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和5年第1回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後3時

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 10 番 _____

会議録署名委員 11 番 _____